

2015年4月8日

協同労働の協同組合の新原則（改定案）の主要な目的とそのポイント

日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会
事務局長 田嶋康利

1. 原則改訂にあたって

2014年6月の第35回労協連定期全国総会で提案された協同労働の協同組合の新原則案について、2014年度原則検討委員会を設置し、全国からのさまざまな質問、意見に応じて、検討を重ね、理事会（2015年1月13日）に第2次案を提案、3月23日まで討議を進め、労協連理事会（2015年3月25日）で改定案を確定した。

5月に行われる加盟組織における全組合員投票を経て、6月の第36回定期全国総会で採決の運びとなる。

今後さらに学習、検討を進めるために、労働者協同組合「協同労働の協同組合」の原則改定の歴史、今回の改定の目的とその意味、改定のポイントについて討議資料を作成した。

2. 原則改定の歴史

現行の原則を2002年に確立して以降、10年以上が経過する中で、運動・事業の大きな発展、とりわけ協同労働運動が社会連帯運動へと大きく発展する段階にあるとの認識に立って、この状況にふさわしい原則へと発展させる必要が生まれている。

1979年中高年雇用・福祉事業団全国協議会設立時から掲げられた「7つの原則」は以来3回改訂されてきたが、それは私たちの実践の発展と情勢の変化に対応するものであった。

(1) 事業団七つの原則（1979年9月～）：中高年雇用・福祉事業団全国協議会結成

よい仕事、自主・民主・公開の原則、労働組合の活動を保障、教育・学習、地域の住民運動の発展、全国観点など。「よい仕事をする」「赤字を出さない」「私物化を許さない」が最も強調された。

失業者・中高年者の仕事づくり－中高年雇用福祉事業団運動の出発と成長。全日本自由労働組合の民主的革新路線と連動した事業団運動が創生される。この時期の主要な事業は、失業対策事業の後処理的な仕事（公園の清掃、建設・土木、廃棄物処理など）。

(2) 新七つの原則（改訂版：1986年5月～）：中高年雇用・福祉事業団全国協議会第7回総会で補強・改訂

原則の補強：よい仕事とまちづくり、民主的運営・経営能力、協同組合原則を守り、労働者の生活と権利を保障、労働組合との協力・共同、協同組合運動との提携、全国連合会の強化。「雇われ者意識の克服」「労働者は企業の主人公になり得るか」を提起。

第7回総会で労働者協同組合運動への発展を決定、協議会から連合会へ。「いま『協同』

を問う」プレ集会を開催（全国協同集会を開始、1987年）、協同総合研究所の設立（1991年）など。協同組合間提携による仕事（ビルメンテナンス、清掃、物流業務等）が広がる。

（3）労働者協同組合七つの原則（1992年5月～）：全団員投票を経て第13回総会で決定
徹底民主主義・労働者が企業の主人公、よい仕事・まちづくり、出資・事業計画・仕事の拡大、自立と協同と愛の人間に、全国観点と変革の立場、労働組合運動・地域の運動をの連帯、国際連帯。

国際協同組合同盟（ICA加盟、1992年）、全組合員経営・共感の経営を提起、自らの運動・組織を労働者協同組合運動（労働者協同組合）として自己規定。映画「病院で死ぬということ」の制作・上映運動、労働者協同組合法制化運動を開始。「新しい福祉社会の創造～労働の人間化・地域の人間的再生」を掲げ、全国で高齢者協同組合、2000年介護保険制度に施行に対応した地域福祉事業所づくりを広げた。「協同を問う」から「協同を拓く」集会として全国協同集会を発展、NPO法施行を契機に地域のさまざまな団体組織との連携が広がる。

（4）労働者協同組合新原則「協同の労働・経営・運動のための指針」（2002年6月～）：
全組合員投票に対して承認され、連合会第23回総会で決定、現在に至る

仕事おこし・よい仕事、全組合員経営、まちづくりの事業活動、自立と協同と愛の人間に、全国連帯で協同労働の協同組合の強化、非営利・協同のネットワーク、国際連帯・共生と協同の社会を掲げる。

労働者協同組合を「協同労働の協同組合」と定義づけ、運動・事業の焦点を「生活と地域」に定め、市民の自覚の高まりを中心に据えた「3つの協同」によるよい仕事と仕事おこし、市民が主体となる「新しい公共性」を掲げ、自治体との提携を深める立場で子育て施設の運営を中心に広げてきた（指定管理者制度2003年）。センター事業団を母体に社会連帯委員会を設立（2004年）、地域の課題に応える社会連帯運動を開始、2010年一般社団法人化。2011年3月11日東日本大震災を機に、東北に復興本部を設置、「東北から新しい日本を」を掲げ沿岸被災地における被災当事者と共に仕事おこしに挑戦を開始。

国連国際協同組合同年（2012年）を契機に協同集会を「協同を拓く」から「協同が創る」全国集会へと発展、九州・沖縄協同集会（2014年）において、韓国地域自活センター協会との包括的協同協定の締結など国際的、また市民連帯・社会連帯運動を創造する集会として開催。

協同労働の協同組合法制化運動の高まりを背景に、2008年超党派の議員連盟を発足。協同労働の協同組合が法制化される時代に、働きたいと願うだれもが安心して働くことのできる社会「完全就労社会」と「公的訓練・就労事業制度」を提案。全組合員経営・共感の経営を基礎に、「社会連帯経営」を発展させ「総合福祉拠点」づくりを提起。

日本労働者協同組合連合会の現況は、2013年度（2014年3月末時点）事業高313億円、1万3千人が就労している。

3. 原則改定に求められる役割

(1) 原則とは何か

原則とは「人間の社会的活動の中で、多くの場合にあてはまる基本的な規則や法則」である（大辞林）。

協同組合においては、「原則は戒律以上のものである。それは行動判断と意志決定のための指針（ガイドライン）である。協同組合が原則を文面どおりに履行しているかどうかを尋ねるだけでは十分でない。協同組合が原則の精神に沿っているか、各原則が生み出すビジョンが個別的にも集合的にも協同組合の日々の活動に深くしみこんでいるかどうかを知ることが重要なのである。そういった視点からすれば、原則とは定期的、儀式的に見直されるような使い古されたリストではないのだ。それらは力を与える枠組みであり、活気を与える原動力であり、それを通じて協同組合は未来をつかむことができる。協同組合の確信を成す原則は、それぞれがお互いに独立している訳ではない。それは微妙に関連し合っており、もしその中の一つが無視されれば、すべてが減退してしまう。協同組合はいずれか一つの原則のみによって判断されるべきではなく、原則全体をいかにうまく遵守しているかによって評価されるべきである」

「原則は協同組合人が自分たちの協同組合組織を発展させるために努力するうえでの指針である。それは哲学的思考と同様数世代の経験によって形作られた、本質的に実践的な原則である」（「21世紀の協同組合原則 ICA アイデンティティ声明と宣言」、日本経済評論社、2000年より）

(2) 原則改定に求められる役割

これまで原則の改定は、常にワーカーズコープの運動事業を大きく発展させるものとなってきた。

今回の原則改訂に求められている役割は、

(1) 社会の大転換期の中で、協同労働運動の今後のさらなる発展の必要からその方向性を原則の中に取り込むこと。

(2) 協同労働の協同組合が法制化される時代にあって、生活と地域の必要に応える協同労働の協同組合における労働の有り様（労働の概念）を、社会連帯経営と社会連帯運動を内包する協同労働の視点から提起すること。

(3) 私たち自身の運動・事業・経営・組織の全ての焦点に、協同労働を定着させる必要があること。

以上である。

4. 原則改定の主要な目的

今日、世界は金融資本主義の危機の深化とグローバル経済による富の一極集中と地域経済・社会の崩壊、そして貧困や格差の拡大、労働の破壊を極限まで進めている。また、アメリカの覇権的地位の相対的低下と連動した我が国の国家主義に基づく「戦争をする国づくり」への危険な兆候は、働く人びとや市民の生活や労働の危機を一層深化させていくと同時に、福祉の抑圧、基本的人権の破壊、とりわけ人びとから自治の権利を奪い去ろうとしている。いまや「戦争前夜」という時代認識を持つ人びとが増えている。

しかも、これから日本社会は成長なき人口減少社会、超少子・超高齢化社会という戦後誰も経験したことの無い未曾有の歴史的事態に突入する。この流れの基調は、2060年頃まで続くと言われている（国立社会保障・人口問題研究所、日本創生会議レポート）。

それら外的環境が大きく変化する歴史的転換期の中で、生活と地域の必要に応える事業運動を推進する協同労働の協同組合（ワーカーズコープ）は今も着実に発展を続けているが、この後も、さらにその果たすべき社会的・歴史的役割や任務に対する期待はさらに一層大きなものになるものと確信する。

その発展の方向は、協同労働への全市民的認識と共感の広がり、実践への参加を基礎にした、①地域でF（食）・E（エネルギー）・C（ケア）が自給循環する地域経済の創造と就労創出・仕事おこし、②地域の社会資源を生かした第一次産業と再生可能エネルギーの創生を展望した新たな事業への挑戦、③市民が労働力を持ち寄って協同組合設立に参加する新しい経営路線としての社会連帯経営の確立と社会連帯運動の本格化、④そして、それらの事業運動の中心となる総合福祉拠点づくり、である。

これからの50年を見通した中長期的な協同労働運動の発展とさらなる飛躍を展望した、新しい原則の確立が求められているものと確信する。

5. 原則改定のポイント

(1) 新原則改定案（以降、改定案と略）は、協同労働運動が今日果たす社会的役割とその使命を文章化した「宣言」と、新しい経営理念である社会連帯経営を取り込んだ「原則」の2部構成としている。

(2) 宣言は、「協同労働の発見」、「人間的成長・発達を促す労働の価値」、「創出する新しい社会像としての完全就労社会と新しい福祉社会」、「先人たちの精神を引き継いだ、労働者協同組合の社会的使命」を簡潔に記述して整理した。

ワーカーズコープが今日まで引き継いでいる精神とは、その母体組織であった全日本自由労働組合が掲げてきた「失業と貧乏をなくし戦争に反対する」というスローガンとそれに基づく労働運動、そして国際的な協同組合運動の「相互扶助」「自治と連帯」「公平と公正」という社会的価値と使命（ICA：国際協同組合同盟）である。

(3) 原則の冒頭に協同労働の協同組合の「価値」を掲げている。

現行原則は「定義」の中で、協同労働を3つの協同（働く人どうしが協同し、利用する人と協同し、地域に協同を広げる労働）としているが、これは狭義の協同労働を定義しているに過ぎず、協同労働の本質を表現しているとは言い難い。また、協同労働そのものの労働観（労働概念）を現時点で定義し表現するのは困難であるとの認識により、改定案では「定義」を設けず、「価値」を表現するものとして、原則の冒頭部分に協同労働の協同組合の目的と使命を文書として採り入れることとした。

「協同労働の協同組合は、共に生き、共に働く社会をめざして、市民が協同して力を出し合い、人と地域に必要な仕事をおこし、よい仕事をし、地域社会の主体者になる働き方をめざします。尊厳あるいのち、人間らしい仕事とくらしを最高の価値とします」（現行原則の使命「協同労働の協同組合がめざすもの」の(1)の文章を参考）。

(4) 改定案は、現行原則を整理すると共に、社会の連帯性・市民の社会性を高める「社会連帯経営」と、人と自然が共生する持続可能な地域社会の創造を目的とした地域経済と総合福祉拠点づくりを明文化した。

(3) 新原則のポイント

■現行の原則	■原則改定案
第1原則 働く人びと・市民が、仕事をおこし、よい仕事を発展させます。	1 仕事をおこし、よい仕事を発展させます
第2原則 すべての組合員の参加で経営を進め、発展させます。	2 自立・協同・連帯の文化を職場と地域に広げます
第3原則 「まちづくり」事業と活動を発展させます。	3 職場と地域の自治力を高め、社会連帯経営を発展させます
第4原則 「自立と協同と愛」の人間に成長し、協同の文化を広げます。	4 持続可能な経営を発展させます
第5原則 地域・全国で連帯し、協同労働の協同組合を強めます。	5 人と自然が共生する豊かな地域経済をつくり出します
第6原則 「非営利・協同」のネットワークを広げます。	6 全国連帯を強め、「協同と連帯」のネットワークを広げます
	7 世界の人びととの連帯を強め、「共生と協同」の社会をめざします

1 「仕事おこし」「よい仕事」の原則

1) 生活と地域の必要と困難、課題を見出し、人と地域に役立つ仕事をおこし、2) 働く人の成長と人と人との関係性を育むよい仕事を進め、3) 仕事と仲間を増やし、働く人の生活の豊かさと幸せの実現をめざす、と3つの条項に整理した。

1) 「よい仕事」「仕事おこし」は、30 有余年の歴史の中で不変の原則。働く者の連帯性を高め、生活と地域を焦点とする労働に価値を与え、労働を全面的に生かすことによってこそ「よい仕事」ができ、社会的評価も得られる。人間は社会的存在であると言われるが、その実感は「仕事」を通じた社会と人間の関係性の中で得られる（社会的有用労働）。人間の「生きがい」と「協同労働」、「よい仕事」の関係は、実践的に深めていく根源的テーマである。

2) 「よい仕事とは、働く者の成長・発達を促す最大のもの。仕事の成果として、他人に対して、よいものを生み出すと同時に、自分自身にとっても人間的な能力、精神的なことも含めた成長・発達を促す」永戸祐三（労協連理事長）。

3) 「人間的・社会的に意味ある仕事」。「『良い仕事』は、個人にとって望ましい仕事であるとともに、人間と社会にとって望ましい仕事である。つまり、個人に対し満足を与える仕事と、人間的・社会的に意味のある仕事の両面を意味し得る」（『良い仕事の思想～新しい仕事倫理のために』杉村芳美氏（甲南大学学長、中公新書、1997）。

4) 1986 原則「労働者の生活と権利を保障」、1992 年原則「3 ……仕事を拡大して、生活を向上させます」を参考に、「働く人の生活の豊かさと幸せの実現」を新たに追加。

5) 持続可能なコミュニティへの関与、未来への責任“自分たちさえよければ”を超えて、社会変革、社会連帯の思想を大切に、地域、社会の必要に応じて仕事をおこすことの価値。

2 自立・協同・連帯の文化創造の原則

自立・協同・連帯の文化を職場と地域に広げるために、1) 一人ひとりの主体性を育て、2) 話し合いと学び合いを大切に、連帯感を高め、持てる力を発揮し、3) お互いを尊重し、生活と人生を受け止め合う関係をつくり、4) 人と地域を思いやる自立・協同・愛の文化を職場と地域に広げる、と整理した。

1) 協同することの価値。一人ひとりの多様性・主体性を基礎に、それぞれの違いを認め合って連帯することの意味。

2) 他者への配慮、思いやりを基礎に、排除しない共生型の職場と地域づくりを進める連帯の文化と当事者性の発揮。2015年度施行される生活困窮者自立支援制度を焦点に、当事者主体に基づく孤立・排除しない職場と地域づくりが実践的なテーマに。

3) 「自立・協同・愛」の文化創造。1992年原則で採用された原則（第3原則）。「愛」とは、「そのものの価値を認め、強く引きつけられる気持ち」「その価値を認め、大事に思う心」（岩波国語辞典）。

3 社会連帯経営の原則

職場と地域の自治力を高め、全組合員経営を基礎に社会連帯経営の発展をめざす。

1) 現行の原則の全組合員経営を3点に整理し、リーダーの役割については各組織の運営の指針として別途作成することとした。

2) 「3つの協同」をさらに深化・発展させるための社会連帯経営の原則。その本質は、生活と地域に必要とされる仕事を市民連帯の力でおこすという意味であり、「働く人どうしの協同、利用する人と協同、地域との協同」という個別的な協同の関係づくりを超えて、「働く組合員と利用者・地域の人たち」が、「事業・運動を通じてつながり、地域づくりの主体者・当事者として連帯性を強める」ことに価値を置く経営路線として提起。

4 持続可能な経営の原則

経営の持続的な発展に向けた健全経営と積立金の確立、剰余金処分について提起。

1) 「赤字を出さず、利益を生み出す」経営は、経営の持続的な発展を保障するだけでなく、「自分たちさえよければ」を超えて全国的な事業運動を支える社会連帯の経営。「利益」を生み出し「積立金」を積み立て、「剰余」を残す経営を進めていくことが求められる。

2) 積立金、剰余金処分による基金は、世代を超えた社会連帯の財産。積立金はセンター事業団においては「自立積立金」として1987年の設立当初より制度化され、2002年には不分割制度を導入（自立積立金の60%）。センター自立積立金は事業高の5%を目標設定。

3) レイドロー報告「西暦2000年における協同組合」…「労働者協同組合は、長期にわ

たる自己金融のための強力な制度を確立しなければならない」「利益のなかから資本の蓄積を図ることよりも、事業運営のなかに自動的な資本形成の方法を組み込んでいる協同組合は、将来非常に有利になる」

4) ICA 第3原則「組合員の経済的参加」…「組合員は、協同組合の資本に公平に拠出し、それを民主的に管理する。…準備金を積み立てて、協同組合の発展に資するため—その準備金の少なくとも一部は分割不可能なものとする—」。

5 地域経済の原則

人と自然が共生する豊かな地域経済の創造をめざして、1) 地域の資源を生かし、F(食)・E(エネルギー)・C(ケア)が自給・循環する社会を地域住民と共に創る、2) 安心して集え、役割を發揮できる居場所としての総合福祉拠点の発展をめざす、ことを提起した。

1) 3・11 東日本大震災と原発破綻が浮き彫りにした我が国の政治・経済・社会の危機的・破綻的事態。今後の日本社会—「成長なき人口減社会」「超少子高齢社会」の中で、私たちが創造する持続可能な社会とはどういう社会か。グローバル経済に対抗するものとして、FECが自給循環する「コミュニティ経済」の創造を2011年の全国総会で提起、農業や自伐林業など第一次産業の事業化に挑戦を開始してきた。

2) 大切なことは、人間は自然の一部であるとの認識に立ち、自然と人との関係性を大切にし、平等で豊かさのある暮らしと生業が成り立つ地域経済をつくりあげるということ。

3) 「里山資本主義」が描いたコミュニティ再生の本質に学ぶ—「ハンデのある人や地域はマイナスではなく、玉手箱のように輝くという逆転の発想。地域で無用だと思われていた資源(人や自然)を再利用することで原価ゼロ円からの経済を再生し、コミュニティ再生と自立した地域経済を確立する。そしてそれは、マネー資本主義の生み出す歪みを補うサブシステムとして、そして非常時にはマネー資本主義に代わって表に立つバックアップシステムとして、日本と世界の脆弱性を補完し、人類の生き残る道」である。

4) 「地域資源の保全のみならず、地域資源としての質を高めるための知恵や技を地域住民が身につけ、環境保全と両立する産業を、地域資源保全型経済と呼ぶ」(小田切徳美(明治大学教授)、「農山村は消滅しない」、岩波新書、2014年12月)。

5) 「だれもが安心して集え、役割の發揮できる居場所、総合福祉拠点への発展」…地域で最も困難を抱え、苦勞している人びととともに働き、仕事をおこし、支え合える地域をつくること、制度から投げ出される軽度の高齢者を地域で受け止め、活躍の場をつくること、貧困の連鎖を断ち切り、どの子どもも主人公になれる豊かな体験や学びを通じて元気に育つ地域をつくるための居場所としての総合福祉拠点をめざす。

6 全国連帯の原則

全国連帯を強め、「協同と連帯」のネットワークを広げるために、1) 協同労働運動の全国連帯を基礎に、2) 協同組合や社会連帯組織とのまちづくり・仕事おこしの連携を強め、3) いのち・平和と暮らし、人間らしい労働、基本的人権、民主主義を守り、発展させ、4) 労働と福祉を中心とする制度政策をよりよいものにする、ことを新たに追加。

1) 事業団の発足以来、原則に貫かれた全国連帯の思想。全国組織の強みを生かして一全国に発信し、全国の仲間の実践に学び、交流し、学び合う中から生まれる力。

2) 全国協同集会や地域版協同ネットなどを通して志を同じくするさまざまな団体と結んで連帯の運動を全国的に展開し、制度を改革し、政策をつくり、新たな制度の創設（協同労働の協同組合の法制化、「公的訓練・就労事業制度」等）をめざす。

3) 1992年原則「協同組合運動との連帯」、2002年原則「協同組合間の協同」に引き続き「協同組合間協同」の原則。ICA第6原則「協同組合間の協同」：協同組合は、地域的、全国的、(国を超えた)広域的、国際的な組織を通じて協同することにより、組合員にもっとも効果的にサービスを提供し、協同組合運動を強化する。

7 国際連帯の原則

世界の人びととの連帯を強め、共生と協同の社会をめざして、1) ICAをはじめとする国際協同組合運動に参加し、2) 協同労働と協同組合運動を、東アジアを焦点に世界的に発展させ、3) グローバルな市民連帯を進める、と提起。

1) 1992年原則で採用した国際連帯の原則（1992年ICA加盟）。

2) 「東アジアを焦点に」の意味：今後ともICA（国際協同組合同盟）、ICA-AP（アジア太平洋地域）、CICOPA（世界労協連）等世界の協同組合運動や、国連、ILOなどの国際機関において協同労働の協同組合の意味とその価値について発信を進めていくが、十数年にわたって交流してきた韓国の地域自活センター協会や本年4月に設立された韓国労協連など、今後さらに本格的な交流が想定される東アジアの地域において、協同労働の推進とその発展の戦略を中心に置くという意味である。2014年11月17～19日にはソウル市主催の国際的社会的経済フォーラムに日本労協連から50人の参加、11月22～23日全国協同集会 in 九州・沖縄への韓国からの70人の参加など、交流は一層強く進展している。

特に、国境を巡って緊張が高まる東アジアにおいて、市民レベルにおける平和と友好連帯を進める取組みは、協同労働運動にとっても重要なテーマの一つである。

韓国地域自活センター協会は、協同労働を以下のように位置づけている。「初期の理念的志向として生産・協同・分かち合いを設定しており、協同は地域自活センターの自活事業を規定する非常に重要な概念であった。協同労働とは作業所内の協同と作業所外の協同(社会的協同)の同時進行であると考えている。協同労働の価値は、今日の新自由主義的なグローバル化がもたらす諸問題を克服するために、社会を再構成する意味を持っていることを示唆する。自活事業が真に、失業や貧困層に役立つ事業になるには、協同労働による地域からのよい仕事の組織化を通じて達成されるものと考えている」(11月に締結する韓国地域自活センター協会と日本労協連の包括的協同協定書の文書原案より)。

※第1原則から第4原則まではいわば、協同労働の協同組合の組織と組合員の有り様(内的原理)を表現したものであるが、第5原則から第7原則は協同労働の協同組合やその組合員が地域や社会に対して何をなすべきか、その社会的役割を原理的に表現したものである。

6. おわりに～協同労働を社会的な力に

1844年に協同組合の先駆的存在であるロッチデール先駆者協同組合が労働者自身の手で誕生してから170年以上が経過した。協同組合は資本主義の勃興期19世紀にヨーロッパで始まり、その後世界各地に広がり、現在では、グローバル経済が跋扈する世界の中において日本を含め世界の多くの国々で多くの協同組合が活動を展開している。

協同組合とは、「共同で所有し民主的に管理する事業体を通じ、共通の経済的・社会的・文化的なニーズと願いを満たすために自発的に手を結んだ人々の自治的な組織」(ICA定義)であり、社会的経済の主要な構成要素である。国連は、全世界に広がる「失業と貧困、社会的排除」に対して、協同組合は「貧困の根絶、完全かつ生産的な雇用の創出、社会統合の強化」を図ることができると評価し、2012年を国際協同組合年と認定した。

世界の協同組合の連合組織であるICA(国際協同組合同盟)には、2012年3月現在で96カ国の283会員が加盟し、関連する組合員数は世界全体で約10億人にものぼる。農林水産業、購買、金融、共済、雇用創出、旅行、住宅、福祉・医療など、人びとの生活のあらゆる分野で事業が営まれ、2008年のデータでは、世界の主な協同組合の上位300団体の総売上高は1.6兆米ドルに達している(これはGDPが世界第8位のロシアと、次に大きいスペインの間に位置する規模である)。

20世紀後半の協同組合としては最後に登場したワーカーズコープ(労働者協同組合)は「あらゆる種類の協同組合のなかで、おそらく一番複雑で、スムーズかつ成功裏に運営することの難しい協同組合である。初期のころ、失敗率が高かったことがこれを裏づけている。出資の造成、雇用労働者(非組合員)、所得の分配、残余財産の分配、出資金の払戻し、内部留保の積立などに関する多くの問題点や諸困難がある」とレイドロー報告(西暦2000年における協同組合)は指摘する一方で、「労働者協同組合が大規模に発展すれば、新しい産業革命の先導役を務めることになるだろう」「労働者協同組合は、たんなる雇用や所有しているという感覚よりも、もっと深い内面的ニーズ、つまり人間性と労働とのかかわりに触れるものである」と評価している。

2001年現在、労働者協同組合(ワーカーズコープ)は、国際的にはG7諸国を始めとして法律が整備されており、世界の生産協同組合と労働者協同組合には600万人が参加。特に、欧州では6万企業150万人が工業・手工業(33%)、サービス業(38%)、建設(14%)、社会サービス(13%)、文化教育(2%)の部門に従事している(2001年8月24日読売新聞記事)。

隣国である韓国では2011年12月に「協同組合基本法」(社会的協同組合を内包)が制定され2012年12月に施行。「基本は、だれでも、どこでも5人以上集まれば、協同組合をつくることができる」(キム・コン Chol氏:漢陽大学教授、大統領室「協同組合育成タスクフォース」委員)。2014年10月現在、韓国では5,812の協同組合と198の社会的協同組合、25の連合会が設立されている(職員(労働者)協同組合は全体の15%)。

我が国の協同労働の協同組合は、市民が主体となって「働く機会を自発的に創出すること」と「よい仕事を実現し、社会に役立つ」ことに道を拓く組織である。この協同組合は、働きたいと願いながら仕事を得られないでいる人々や、まともな仕事に就きたいと願いながら適わない人々が「雇ってもらおう」のを待つのではなく、自発性や主体性を高め、自ら

が主体的に仕事を創り出していくことを支援することを目的としている。

協同労働の協同組合を法制化し、社会的制度を与えることで、市民が当事者として出資し、事業経営に参画することで、営利企業や NPO 法人における労働では解決がむずかしい、また地域や社会が抱える数多くの問題を解決できる可能性がある。

広島市では、法制化に先行して 2014 年度「協同労働プラットフォーム事業」が制度化され、「自ら出資して経営に参画し、生きがいを感じながら地域課題の解決に取り組む労働形態である『協同労働』」により、就業や社会参加を希望する意欲と能力のある高齢者（満 60 歳以上の者）の「社会的起業」を促すためのプラットフォームを安佐南区及び安佐北区においてモデル的に構築し、その結果と課題を検証する」（広島市）として事業が行われ、2015 年度新たに 4 つのワーカーズコープが誕生する。

「モノがこれだけあふれる状況の中で人々の需要が飽和し、『成長・拡大』を至上目的とする資本主義が根本的な臨界点に至っている状況として捉えてきた。つまり従来型の市場経済が飽和する『定常型社会』ないし定常経済への移行ということだが、ここで大きく浮上するのが『コミュニティ経済』と呼ぶべき新しい質の経済であり、同時にそれは、先ほどから述べているような“株式会社の時代”に代わる、新たな『組織』の生成を要請することになる。つまり、新たな経済システムの時代には、それにふさわしい組織の形態が求められるのだ。最近様々な形で注目され、多様な分野で発展しているワーカーズコープ（働く者自らが出資し協同して事業を営む形態）などの協同組合はそうした象徴的な例と言えるだろうし、今後さらに多様な形態の組織が模索されていくことになるだろう」（広井良典著「人口減少社会という希望 コミュニティ経済の生成と地球倫理」、朝日新聞出版、2013 年 4 月）。

今の時代に求められていることは、「労働の復権」と「市場の社会的コントロール」、そして「公共を市民の協同で担う」ことで、人間的な社会の再創造への道を鮮明にすることであろう。市民・働く者を協同のルールで結び、働く意志ある者、協同して仕事おこしの意志ある者なら誰にもその道を開くことを可能にする仕組み、すなわち市民自身が公共を担うことをいちばん行いやすくするのが協同労働であり、その法律である「協同労働の協同組合法」である。

協同労働が法制化される時代に、「協同労働の協同組合」の運動・事業のさらなる発展に向けて、原則改定案の討議を進めていただければと思う。